

たこまち

農業

委員会

だより

令和7年

2025年1月1日

新年のご挨拶

多古町農業委員会会長 齊藤 直行

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、良き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素より農業委員会の活動にご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今、多古町は大きな転換期を迎えています。空港機能の拡張に伴う労働人口の増加や、

グッドマン誘致による空港物流施設の整備、さらには令和8年度開通予定の圏央道の建設など、町の発展に繋がる取り組みが進んでいます。これらの成果による企業誘致や人口増加を考えると、明るい未来が期待されます。

一方で、農地転用による農地の減少や農業離れといった

課題も浮上しています。これからの多古町の農業をどのように持続させていくかが、重要なテーマとなっています。

現在、国の政策として地域計画の策定が進められています。この地域計画では、農業者や地域住民が話し合い、将来の農地利用を地図上に明確化します。これにより、地域農業の設計図を描くことが目的です。町、農業者、地域住民が協力して、農地が農地として利用され続ける仕組みを考えます。意欲ある担い手による規模拡大や効率的な営農活動、新規就農者や企業の農業参入の可能性についても議論を深める必要があります。

私たちは、多古町の農地が持続的に活用され、特産品である多古米や魅力的な野菜の生産を通じて、地域が笑顔と活力に満ちた場所であり続けられるよう尽力してまいります。



いきいきフェスタ TAKO2024



農業委員が生産した多古米、やまと芋をはじめとする旬の採れたて野菜の詰め合わせをチャリティ販売しました。今年も販売前から行列ができ、大盛況。恒例の綿あめ販売もお子様たちに大人気でした。

収益金の一部は、社会福祉協議会を通して寄付されました。

「農業会議創立70周年記念式典」ならびに 「担い手確保育成・農地利用最適化シンポジウム」

農地利用最適化推進委員 石橋 伸浩

先日、「農業会議創立70周年記念式典」ならびに「担い手確保育成・農地利用最適化シンポジウム」に参加しました。このシンポジウムでは、農業委員会の歴史や、農地利用の最適化に向けた多様な担い手の育成・確保の重要性について学びました。昨年、農地利用最適化推進委員と



して地域を回り、農地利用状況調査を行った際、遊休農地の多さを改めて実感しました。先人たちが苦勞して開拓した大切な農地が、このままでは原野に戻ってしまうのではないかという危機感を抱きました。

原因としては、耕作者の高齢化、後継者不在、農業経営の不安定さなどが挙げられます。これらの要因による耕作放棄は、今後さらに増加する恐れがあります。

農地利用の最適化を進めるためには、「耕されている農地を、耕せるうちに耕せる人へつなぐ」という基本方針を大切にすべきです。そのためには、まず農地の所有者や耕作者を明確にし、担い手の農作業効率化を進めることが必要です。また、農地の集積や耕作者の確保を通じて、地域ごとの計画を作成していくことも重要な課題です。

今後、農業の安定と発展に向け、地域の皆様と共に地域計画の作成に協力していきたいと思えます。微力ではありますが、できる限り力を尽くしていく所存です。

香取・印旛ブロック別研修

農地利用最適化推進委員 幸島 一広

農業者の急激な減少に伴い、耕作放棄地が年々増え続けています。次世代の担い手が効率的に農業を行うためには、農地の集積・集約が欠かせません。

昨今の農業人口の減少や高齢化の現状を、現役農業者はどう感じているのでしょうか。農業人口の減少や高齢化が進む中、多くの現役農業者は、自分たちの家や農地を子どもや身内に継いでもらいたいと考えています。しかし、担い手の有無に関わらず、次世代にどのように引き継ぐかを家族や身内で話し合うことが重要です。これは、代々受け継いできた農地や伝統、文化をどう未来に残すかを考える大切な機会となります。

近年、豪雨による洪水や巨大化する台風、長期間続く高温など、農業



を取り巻く自然環境は厳しさを増しています。こうした天変地異が農作物に大きな被害をもたらす中、自然環境をすぐに変えることはできませんが、家族や身内での話し合いは今すぐ始めることができます。

今回の研修会を通じて、農地の相続と継承の重要性を改めて実感しました。家族での話し合いを重ね、次世代への引き継ぎの準備を進めることが、農業の未来を守る第一歩になると感じています。

農地の利用状況調査を実施しました。



今年、導入したタブレット端末で効率的に調査を進めることができました。↑↑↑↑

○利用状況調査とは

多古町農業委員会では、町内農地の利用状況を確認するため、毎年、8月から9月にかけて全ての農地を対象に現地調査を実施しています。

○遊休農地とは

農地の耕作や、草刈り等を行わず、何年間も放置して雑草や雑木が繁茂していること。遊休農地の発生は、害虫の発生や鳥獣被害を誘発したり、排水路を塞いだりする等隣接する農地や近隣住民に悪影響を及ぼす可能性があります。

○農地の適正な管理をお願いします。

耕作していない農地をお持ちの方は、草刈り等の適切な管理を行い、いつでも耕作ができる状態を保っていただきますよう、よろしくお願いいたします。



ストップ！違反転用

田畑を資材置場や建物用地に転用するときは、事前に千葉県知事の許可が必要です。農地法により転用ができない農地もあります。着工前に必ず農業委員会にご相談ください。

※田畑に土を入れて、耕作条件を改善する「農地造成」にも「一時転用」の許可が必要です。

農地を借りた人が行った違反行為であっても、**最終的な責任が、所有者にまで波及することがあります。**

農地の貸借方法が 変わります。



地域計画の法定化に伴い、令和七年四月以降又は、地域計画が策定された地域は、原則として農地中間管理機構（以下、機構という。）を経由した農地の貸借方法となります。なお、従来の農地法第三条による農地の貸借はできませんが、市町村が作成する農用地利用集積計画による農地の貸借はできなくなります。

なお、地域計画が策定されていない地域でも農地中間管理事業を活用できます。地域計画の有無に関わらず、まずは農地のある市町村に御相談ください。機構が市町村と協力して農地の貸借手続きを行います。また、賃料の徴収、支払いは原則機構が行います。

農地の貸借に関することは、産業経済課農村整備係（☎76-5404）、農業委員会（☎76-5403）、公益社団法人 千葉県園芸協会（☎043-223-3011）までお気軽にお問い合わせください。

農業者年金に 加入しましょう!

農業者年金は、国民年金の公的な上乘せ年金です。

農業者年金の加入資格

- 年間60日以上、農業に従事する方
- 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- 20歳以上65歳未満の方（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

三つの要件を満たせば
どなたでも加入できます



配偶者に優しい年金です。

- 農業者年金の加入に、農地の権利名義は必要ありません
- 農業経営者の配偶者だけでも、資格条件を満たせば加入できます

農業者年金の特徴

- 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強く、加入者・受給者数に左右されない安定した制度です
- 支払った保険料は全額が確定申告で社会保険料控除に計上できる
- 通常加入の場合、保険料額は月額2万円～6万7千円の間で自由に決められる
※35歳未満の方が条件に該当した場合
月額1万円まで引き下げ可能
- 終身年金で、65歳から受取可能。
80歳前に亡くなられた場合、死亡一時金あり
※65歳から75歳の間で、受給開始を自由選択



加入のお問い合わせ

多古町農業委員会 ☎0479-76-5403 JAかとり多古支店 ☎0479-76-2012

農地法に係る
許可申請書受付日

21日～25日です

※土、日、祝日は除きます



全国農業
新聞

農業経営に役立つ
情報が満載!

発行日/毎週金曜日 購読料/1ヶ月700円
お申し込みは農業委員会へ